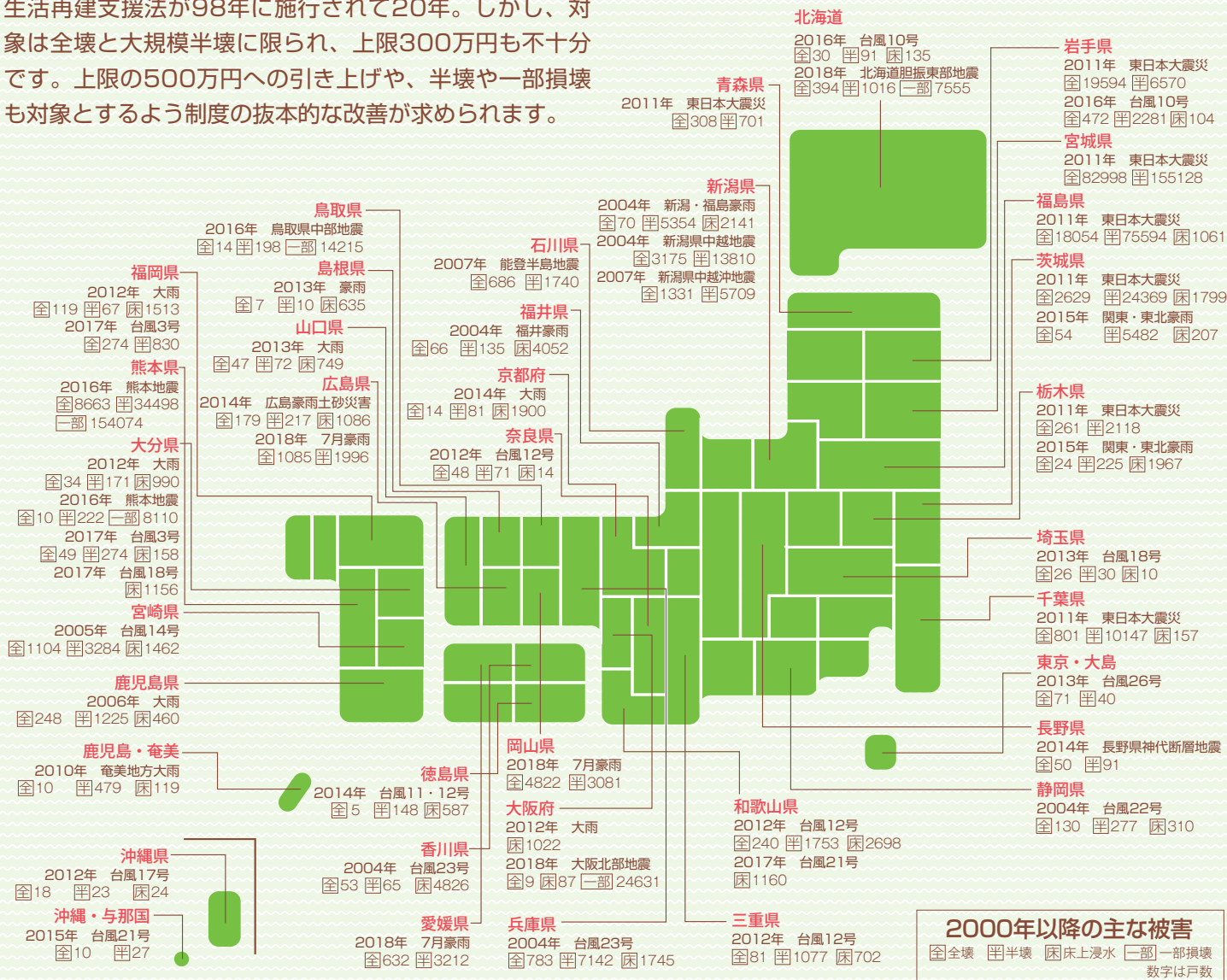


住宅再建支援を500万円に! 自然災害は避けられません

毎年のように地震や豪雨による大規模災害が全国各地で発生しています。被災者の住宅再建を支援する被災者生活再建支援法が98年に施行されて20年。しかし、対象は全壊と大規模半壊に限られ、上限300万円も不十分です。上限の500万円への引き上げや、半壊や一部損壊も対象とするよう制度の抜本的な改善が求められます。

多発する自然災害



2000年以降の主な被害
全全壊 半半壊 困床上浸水 一部一部損壊
数字は戸数

保険での「自助」強調し、改正に背をむける政府

政府は「保険による自助・共助が基本」と言いますが、地震保険の世帯加入率は31.2%(2017年12月末)。しかも、地震保険は火災保険に付帯するもので、その保障額は火災保険の5割が上限です。これではローン返済で消えてしまい、住宅再建はできません。

全国知事会は2018年7月、一部地域が適用対象となる自然災害が発生した場合は、関連するすべての被災区域を支援対象とすることを国に求めています。また、支給対象の拡大範囲などの検討を申し合わせています。

被災者生活支援制度

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

*一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

支給額は、①②の2つの支援金の合計額となる(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)。申請先は市町村

災害被災者支援と 全国災対連

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4階 全労連気付 TEL03(5842)5611 FAX03(5842)5620
E-mail:saigai-shien-kaizen@zenkoku-saitairen.jp

国会請願署名に
ご協力ください



被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める請願署名

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

年 月 日

紹介議員

請願趣旨

2011年3月の東日本大震災では、把握されている限りで少なくとも今なお約5万7千人(2018年9月現在)の被災者が応急仮設やみなし仮設住宅等での生活を余儀なくされています。この間にも、2018年の西日本豪雨をはじめ毎年のように台風や集中豪雨によって多くの人命が犠牲になり、全半壊などの住宅被害が頻発しています。また、2016年4月の熊本地震や2018年9月の北海道地震など震度7の激震による災害も発生しています。

被災者の最大の願いは、一日でも早く安心できる住まいや生活空間を得て、日常の暮らしを取りもどすことです。住宅の再建は、一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し、人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法(以下、「支援法」)が施行されて20年。この間、2度の改正が行われましたが、2007年度の改正の際の「4年後に制度の拡充に向けて見直す」との付帯決議はいまだに実現していません。現在、全壊家屋の再建には最大300万円が支給されますが、建築資材や人件費等の高騰が自宅再建や住宅確保をさらに困難にしており、500万円への増額は急務です。

自然災害による全半壊の住宅被害はもとより、一部損壊の認定を受けた圧倒多数の被災者からも「支援法」の適用を求める悲鳴があがっています。憲法25条の生存権や13条の幸福追求権にもとづき、すべての被災者の住宅再建を支え、従来の生活と生業を取りもどすために国による支援が不可欠です。

地球温暖化も影響した異常気象が発生し、地震の活動期に入っている日本では、大規模な自然災害が全国各地どこにでも起きる可能性があります。被災者生活再建支援法をはじめとした被災者への支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

請願項目

- 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること。
- 支援金の支給について、半壊や一部損壊を対象に含めるなど支給対象を拡大すること。また、小規模な自然災害にも支給できるよう適用条件を大幅に緩和すること。
- 当該支援金の財源について、国の負担割合を引き上げること。

氏名	住所

※この個人情報は請願以外には使用いたしません

連絡先: **全国災対連** (災害被災者支援と災害対策改善を求める全国連絡会)

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連気付 TEL: 03-5842-5611 FAX: 03-5842-5620